

Nara Women's University

万葉集の表記をめぐって-その多様性がもたらす表現
の可能性を中心に-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: David,Lurie メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/1381

万葉集の表記とめぐって

——その多様性がもたらす表現の可能性を中心に——

David Lurie

『万葉集』の文字のあり様を考える上で、私は「多様性」ということをこの発表の出発点としたいと思っています。むろん文字のあり様に限らず、この長大な歌集の性格を論じるにあたって、数多くの作家、ジャンル、歌題、テーマ、そして歌の素材などを含め「多様性」が主張されることが実際多々あります。文字のあり様についていえば、『万葉集』の文字へのアプローチはさまざまで、文字に関する現象を論じるには「表記・書記・用字法・文字法・書き様・文字意識」など多数の用語があります。用語それぞれに異なるニュアンスがあって、文字の機能やテキストのあり様の違った面が強調されていると思われませんが、この発表ではひとまず文字の使用やその効果を中心に取り扱う場合、つまり「writing」を論じる場合は「書記」という用語を使うこととし、そしてテキストにおける文字使用のパターン、つまり「書記」のスタイルは乾善彦氏に学んで「書き様」と呼ぶこととします。

『万葉集』研究の開拓者と呼べる仙覚以来、『万葉集』の書記に関する研究には非常に長い歴史があり、二つの流れがあります。第一に、テキストを正しく把握することが歌を理解するためのもっとも基本的かつ根本的な手段ですから、当然のことながら契沖をはじめとした国学者たちによって、そうしたテキスト把握へのアプローチがなされてきました。近代に入り言語学や文献学の方法が取り入れられ、『校本万葉集』や『万葉集総索引』の作成を伴って新しい訓詁学がつくられ、現在に至ります。もう一つの流れとして、『万葉集』の書記は『古事記』や『日本書紀』のように伝達されてきたものと、金石文や文書などのほかの古代の文献との比較において、広い意味の古代日本の書記のなかで位置づけられてきました。このアプローチが60年代以降の発掘された木簡などの新史料の出現によって大きく進展したことは周知のとおりです。『万葉集』を含め古代日本の文字の歴史観は現在流動的で、大きく転換しつつあるといえます。

本発表はこの二つの研究の流れを受けて、『万葉集』の書記のいわゆる意味性を考えようとするものです。つまり『万葉集』の文字の多様性が単に歌を表記するだけではなくて他の機能をもつとすれば、その機能をどのように理解すべきか。そして理解するには、多様性によって可能になった表現をどのように把握すればよいのかという問題を提起したいと思っています。

さて最初に、ある一首の歌、または歌の中のある一つの語を記すには複数の可能性があるという基本的な事実を確認させてください。この可能性を追究する語のレベルについての研究といえば、さまざまな用字法を分類して整理するという仙覚以来の長い伝統があり

ます。例えば表語文字としては「正訓」というカテゴリーがあり、表音文字としては「借音」または「音仮名」が基本ですから、正訓に基づく二重的な表音文字、つまり「借訓」、または「訓仮名」もあります。表音文字には「正音」というものもありますが、中国語からの外来語として題詞や左注に多数あっても和歌では非常に稀です。正音の原則はもともとの漢字と言葉との表語的な組み合わせのままですので、言葉と文字の関係からくる書記の多様性という現象と無関係で、語彙の問題として考えるべきです。異体字のような現象と同様に、ここではさておきにします。または「熟字訓」「義訓」といったさらなる分類がありますが、これは基本的には正訓字の一種と考えられます。伝統的な用字の分離では扱われないことが多かったカテゴリーの一つとして「省略」、つまり「読添え」も挙げられます。逆説的ですが、記さないことも書記の一種にはなり得たのです。

いうまでもなく、こうした用字の種類の間には事実上の制限も多数あります。例えば言語体系の性質の相違があるために、もともと中国語を書くための表語文字を使用して、正訓で書くことのできない語があつたり、または省略（読添え）が方法としてあつても省略できない言葉の存在を認めなければならないのです。

このような実際上の制限はさておいて、『万葉集』全般の用字の種類を概観すると、語を書くさまざまな方法が併存していることがわかります。そして一首の歌の書記のレベルでは、『万葉集』全体の分類にあたって併存しているものとして扱われた用字はいくつかの書き様に限定されていきます。そしてそれらの書き様を大別すれば、表語文字、または正訓字主体と、表音文字、または音仮名主体となります。ここである程度書記の多様性に制限が加えられますが、この二つのそれぞれのグループのなかにも、そしてこの二つのグループの間でも、語を記すには複数の併存する可能性があることが普通です。

A-1

あひみては ちとせやいぬる いなをかも あれやしかもふ きみまちかてに
相見者 千歳八去流 否乎鴨 我哉然念 待公難尔 (11・2539)
あひみては ちとせやいぬる いなをかも あれやしかもふ きみまちがてに
安比見豆波 千等世夜伊奴流 伊奈乎加母 安礼也思加毛布 伎美末知我豆尔

(14・3470)

A-2

こもりぬの したゆこひあまり しらなみの いちしろくいでぬ ひとのしるべく
隠沼乃 下從戀餘 白浪之 灼然出 人之可知 (12・3020)
こもりぬの したゆこひあまり しらなみの いちしろくいでぬ ひとのしるべく
許母利奴能 之多由孤悲安麻里 志良奈美能 伊知之路久伊泥奴 比登乃師流倍久

(17・3935)

A-3

ほととぎす いとふときなし あやめくさ かつらにせむひ こゆなまわたれ
霍公鳥 厭時無 苜蒲 獲 將為日 從此鳴度礼 (10・1955)
ほととぎす いとふときなし あやめくさ かつらにせむひ こゆなまわたれ
保等登藝須 伊等布登伎奈之 安夜賣具左 加豆良尔勢武日 許由奈伎和多礼

(18・4035)

A-4

うめのはな さきちるそのに われゆかむ きみがつかひを かたまちがてり
 梅花 咲散苑尔 吾将去 君之使乎 片待香花光 (10・1900)
 うめのはな さきちるそのに われゆかむ きみがつかひを かたまちがてら
 宇梅能波奈 佐伎知流管能尔 和礼由可牟 伎美我都可比乎 可多麻知我氏良

(18・4041)

『総索引』や各索引を引いてみると、同じ語や訓を書くさまざまな可能性を見つけることができますが、この複数の可能性に基づいて現れる書記の多様性のもっとも印象的な例として、資料のA-1からA-4の正訓字主体と音仮名主体書記の両方ある同系歌を挙げてみました。もちろん『万葉集』の書記の多様性はこのような著しいコントラストと共にもっと微妙な相違にも現れます。

B-1

きみまつと あがこひをれば わがやどの すだれうごかし あきのかぜふく
 君待登 吾戀居者 我屋戸之 簾 動之 秋風吹 (4・488)
 きみまつと あがこひをれば わがやどの すだれうごかし あきのかぜふく
 君待跡 吾戀居者 我屋戸乃 簾 令動 秋之風吹 (8・1606)
 かぜをだに こふるはともし かぜをだに こむとしまたば なにかなげかむ
 風乎太尔 戀流波乏之 風小谷 将来登時待者 何香将嘆 (4・489)
 かぜをだに こふるはともし かぜをだに こむとしまたば なにかなげかむ
 風乎谷 戀者乏 風乎谷 将来常思待者 何如将嘆 (8・1607)

B-2

あさかげに あがみはなりぬ たまかきる ほのかにみえて いにしこゆゑに
 朝影 吾身成 玉垣入 風所見 去子故 (11・2394)
 あさかげに あがみはなりぬ たまかきる ほのかにみえて いにしこゆゑに
 朝影尔 吾身者成奴 玉蜻 髣髴所見而 往之兒故尔 (12・3085)

例えばB-1は、額田王と鏡王女との有名な問答ですが、巻4と巻8のバージョンの間に多数のテキストの違いを見てとることができます。例えば488番歌と1606番歌では、第一句末の「登」は音仮名、または訓仮名によって書かれていますし、第三句の「之」と第四句の語尾「之」では表語的と表音的な書き方が入れ替わっています。B-2の場合には、2394番歌は人麻呂歌集の略体歌なので3085番歌との間のような書記の相違は、『万葉集』の文字を扱う研究ではとくに注目されています。2394番歌の第三句と第四句の書記はイメージを含む可能性が指摘されています。このような文字の効果は本発表でもあとで若干論じるつもりですが、2394番歌に見られる極端な助詞と助動詞の表記の省略にも注目したいと思います。3085番歌も一応訓字主体の書記ですが、この省略のせいで二つの歌にはかなり異なる印象が生まれます。AとBのテキストに見る書き様の相違をどう把握するべきかという問題は、『万葉集』研究だけではなくて、古代日本の一般的な書記史の研究にとっても根本的な問いの一つです。グループAの歌が示すような正訓字主体と音仮名主体の書記の著しい相違、A-1の3470番歌の第二句の「千」とA-3の4035番歌の第四句の「日」に認められる音仮名主体の歌における正訓字の使用、そしてグループB-2の2394番歌と3085番歌の正訓字主体の歌における助詞と助動詞の表記と省略との違い。このようなテキストの相違は詠みあげられたときには認識されませんが、視覚的な相違として現れるとい

う点で多様性をもたらすものであることは明らかです。

先に述べましたように、多様性の分類は伝統的な万葉学の研究の一つの分野でした。この分野では前近代の文字研究と近代の後継者によって、単一の文字や複数の文字のコンビネーションのレベルの分類に留まらず、歌を書くレベルの書き様、そして書き様の相違と『万葉集』の巻、作家、歌群などとの相互関係が明らかにされてきました。このように書記のあり様の理解がめざましく進化したことに加え、現在、他の上代の文献の書記に関する研究の発展や木簡などの新資料の出現を受けて、『万葉集』の書記をもっと広い書記史に位置づけることでその多様性を意味づけようとする傾向があります。多様性の意味づけの試みによって、戦後研究では平安時代の書記の存在が大きな役割を担ったといえます。片仮名と平仮名という表音文字の出現と、表語的ないわゆる変体漢文、表語文字主体の漢字仮名交じり文のさまざまな書き様の展開は、日本の典型的な書記への転換の発展として受け取られたように思われます。加えて『古今和歌集』や『源氏物語』などの平安時代のいわゆる和文の古典的文学作品が平仮名で書かれたことと、こういう文字、または文字一般が表音であるべきという価値観などの影響もあったようです。仮名と表音文字主体の書記の成立を問題にする場合、『万葉集』の後の時代の書記の理解を基に『万葉集』や他の7、8世紀の資料があたかも平安時代のような書記に向かって発展しつつあったように理解し、把握する研究上の枠組みがありました。『万葉集』の書記の多様性の大半は、このような通時的な枠組みにおいて説明されてきました。平安時代の和歌と仮名との関係から遡り、万葉の書記の多様性は総仮名書記への発展の軌跡と見なされたのです。この観点によれば、正訓字主体の書記は早い段階の歌を記す試みと見なされ、人麻呂歌集の略体歌の書記も同じ試みのいちばん早いケースとして理解されました。いうまでもなく多様性へのこうした理解は、『万葉集』そのものの巻々の内容と書き様との相互関係によって大きく裏付けられていた点は見逃せません。つまり、年代が比較的古い歌の巻は全部正訓字主体書記で書かれている一方で、比較的新しい歌の巻では音仮名主体書記への著しい傾向があります。『万葉集』の資料的な制限を考慮に入れるとしても、この観点は否定できません。そして『古事記』『日本書紀』『風土記』『歌経標式』仏足石碑の歌などの8世紀の文献では、歌が音仮名主体書記で書かれたことも事実です。

こうしてみると平安時代の資料を一つの到達点と見て、それ以前の時代の書記に投影し発展段階として位置づけるという通時的な枠組みは問題ないのですが、歌の書記には表語から表音への推移があるという見解は無根であるといえません。また書記は言語と同じく時間を経て変化するものであるので、その変化を歴史的に把握して通時的なアプローチから研究することの必要性和重要性はいうまでもありません。しかし、近年よく指摘されるようにもう一つの共時的なアプローチが重要であることは、今一度ここで強調しておきたいと思います。周知のとおり過去15年間に発掘された木簡によって、7世紀後半の中頃から木簡における日常的な書記には、正訓字専用から表音文字専用までの幅があった

ことが明らかになってきました。

C

- ・ 棕^{直伝}□□之我□□稻^{持性}者□□得^{馬不}故我者反来之故是汝トマ
- ・ 自舟人率而可行也 其稻在処者衣知評平留五十戸旦波博士家

(西河原森ノ内遺跡木簡)

- ・ 世牟止言而□
- ・ □本止飛鳥寺 (飛鳥池遺跡木簡)
- ・ □止求止佐田目手□□
- ・ □久於母閉皮 (飛鳥池遺跡木簡)
- 奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈 (観音寺遺跡木簡)

資料のグループCにこのような木簡のよく知られている例を載せてみました。ところで私のミスによってグループCの中の最初の飛鳥池木簡のテキストの文字はみな同じ大きさになっていますが、裏の方、つまり2行目のほうの「等」は小さく書かれるべきです。訂正いたします。申し訳ありませんでした。こうした新しい資料の出現は『万葉集』の書記、そしてとくに人麻呂歌集の書記を再評価する動向のきっかけとなりました。再評価の一つとして書記の発展において時間的な位置づけによって説明されてきた『万葉集』の多様性の一部が、同時に併存する書き様として考え直されつつあります。『万葉集』のなかの書記の相違の意味が問い直されると同時に、『万葉集』の書記と7、8世紀の他の資料の書記との比較も、このような新たな観点から検討されるようになってきました。

ところで、この再評価で必ず問題となってきたのは「選択」ということでした。異なる書記が以前の研究で理解されていたよりも多く併存していたとすれば、こうした書記の間にどのような観念があったのでしょうか。同時的な多様性には歌の内容、書き手の教養や社会的な位置、書く動作の場面などと深い関係があります。こうした関係がある以上、『万葉集』の各巻、そして作家と歌群などによる書き様のパターンがあるわけです。先に述べましたように、言語体系の質に基づく制限と同様にこうしたパターンは『万葉集』全般に見出せるような多様性にはかなり制限を加えているというべきです。書き手にある程度の自由さを認めるべきですし、もちろんあとで述べるようにその自由さが意識的であったかどうかということも大変難しい問題ですが、書記の相違と歌の場面と内容の相違との関係が深ければ深いほど、書記が選択されたと断定しがたくなると思われます。しかし、書き手の自由選択と断定できなくても、場面や内容によって変わる書記は、変わることで自体によって言葉を表記することと別なレベルのコミュニケーションを可能にすると思われます。では、このようなコミュニケーションをどう考えるべきでしょうか。さらに『万葉集』などの上代の文献には史料的な制限があるので、以上のような問いにどこまで答えられるか

ということも問題になっていると思われます。

ここまでは抽象的な話であり議論が進んでいないように思われるかもしれませんが、まずは序論として書記に関するもっとも根本的な問題について、今までの国文学や国語学の研究の成果を通観しつつ私見を述べさせていただきました。それでは今まで整理した問題意識に沿って具体的に書記の選択の意味、そして書記の選択の存在がもたらす表現の可能性と条件について考察したいと思います。まず、最初に論じたいのは文字の文学的な用法、または連想的用字と呼ばれる現象についてです。この現象を扱うことで私にとってもっとも興味深いと思われる書記に関する二つの問題について、新たな視点を論じることが可能になると思われるからです。ここでいう二つの問題とは、表音主体書記が可能な文脈での歌の表語主体書記の意味と、『万葉集』の書記と同時代の他の文献の書記との関係を指します。本発表の序論の部分同様、本論の私の議論についても、すでに知られていることを反復しているだけではないかとの批判のそしりを免れないかもしれません。しかしながら新しい発見があっても共有された知識・常識がしばしば変わらないこともよくあることですので、当然に見えることを問題にすることに価値がないとは言い切れません。また、当然なことは言い換えれば根本的なことだと思われます。本発表では新知見と呼べるほどのものがないのではないかと思われますが、当然とされている事柄の問い直しによって今後の書記研究の新しい方向性を多少なりとも指摘できればと思っています。

さて、自由の程度や書き手と読み手の意識などの問題はあとにまたふれるとして、複数の併存している書記から一つを選択することの意味を考えてみたいと思います。この場合、選択される書記と選択されない書記の関係が問題になります。つまり同じ語、または歌を書くために他の方法がある場合、選ばれなかった方法は事実上選ばれた方法の影のようにある程度その背景に潜んでいるといえるのではないのでしょうか。積極的に書記を選択することが言葉を表記する以上の意味、または表現性をもつといえるならば、その意味や表現性の要因の一つは消極的に選択しなかった書記の存在なのです。

D

已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交用音訓。或一事之内、全以訓録。即、辞理叵見、以注明、意况易解、更非注。亦、於姓日下、謂玖沙訶、於名帶字、謂多羅斯。如此之類、隨本不改。

(已に訓みに因りて述べたるは、詞心に逮ばず。全く音を以て連ねたるは、事の趣更に長し。是を以て、今、或るは一句の中に、音と訓とを交へ用ゐつ。或るは一事の内に、全く訓を以て録しつ。即ち、辞の理の見え叵きは、注を以て明し、意の況の解り易きは、更に注せず。亦、姓に於て日下をば、玖沙訶と謂ひ、名に於て帶の字をば、多羅斯と謂ふ。如此ある類は、本の隨に改めず。)(『古事記』序)

* 『新編古典文学全集』による。

こうした関係を意識的に示す古代の資料として、資料のDに『古事記』序の有名な箇所を挙げました。いうまでもなく『古事記』序は本文から離れた世界観を著していますし、『古事記』そのものを読むために直接使用できないほどの独立性、イデオロギー性があります。しかしここで引用する理由は、『古事記』のテキストを論じるためではなくて序そのものに著される書記の選択に関する理解を指摘したいからです。正訓字専用の書記と音仮名専用の書記という二種類のいわゆる純粋な書記が存在しているにも関わらず、引用した箇所では『古事記』を記すにあたってどちらも使用することに満足できず、正訓字専用と正訓字音仮名交用を交えて使用することにして、「注」によってそれを補ったとあります。また固有名詞を序の方針に則して書き換えることが可能でしたが、そうせずに元のままに残すことが選択されています。ここで挙げた二つの選択は別個の次元で捉えるべきですが、本発表では安万侶のこうした選択に関する言説に深入りはしません。序のなかの選択の話は古の言葉というものの性格を展開していく、または本文の権利を確保するなどの役目を果たしていることはいうまでもありません。ここで強調したい様相は、選ばれた書記の意味づけと選ばれなかった書記との関係性です。『古事記』ましてやその序は特別なケースなので、こうした論理を直接別の資料の書記に適用することはできませんが、原則として多数の書記が併存する場合、可能であったにも関わらず選ばれなかった書記は選ばれた書記の影、もしくは背景にあるものとして表現性に寄与する要因となり得るといえるでしょう。

例えば人麻呂歌集論から見れば当然ですが、グループB-2の2394番歌が記された時点で、3085番歌のように音仮名などで助詞、助動詞を記すことも可能だったとすれば、こうした他の可能性は2394番歌の選択、そしてその選択がもたらす表現性の一因だったということになります。またはA-2の3935番歌の第二句では「こひ」という言葉は「孤悲」と書かれており、「ひとり」と「悲しむ」という意味をもつ語を記す表語文字が音仮名として使われています。よく論じられる文字使いとして、表音文字のいわば表語的な響きを發揮するものとして、『万葉集』の書記の言葉を表記する以上の表現性の典型的な例と呼ぶことができます。しかし、この場合の「孤悲」の書記の表現効果は、ただこのような表語的な響きをもつ字で書かれたことだけによるわけではなくて、他には3020番歌による「戀」という正訓字、または他の表語的なニュアンスをもたない字母の音仮名も使用可能だったということが、意味性をもたらす要因の一つだったと数えるべきです。

複数の併存している書記が選択された書記の背景にあるといっても、書き手の選択において選ばれた書記と選ばれない書記がまったく同じ価値をもっていた例は少数です。先に述べたように、書記はいくつかのパターンに偏りますので、ある歌を書く場合には、歌の書き様によっては原則的に選択可能であっても選ばれるチャンスが少ない書記とチャンスが多い書記があるわけです。またある語、または音節を記す場合には、その語、または音

節を書くために選ばれることの多い文字と少ない文字があります。つまり書記が固定化する傾向が認められます。こうした書記の規範がある以上、選択の表現性は選択された書記が規範に則するかどうかということによるところが大きいのです。

A-2の3935番歌の第二句の「孤悲」に戻ります。音仮名主体書記の歌では「こ」と「ひ」の音節を表すために他の表音文字があることが、こうした表語的な響きの効果の一つの要因だといえますが、実際この音節を記すにあたり「古」や「非」のような音仮名のほうが「孤」と「悲」よりもはるかに使用頻度が高いのです。『万葉集』では「孤」と「悲」のほとんどの例がこの「こひ」の書記に現れます。この書記の表現性はそうではないように書き得たという可能性が存在するだけではなく、同じ音節を記すにあたって規範性をもつ方法が存在しているにも関わらず、規範的な書記によらない書記が選ばれたことに拠っているのです。

同様な現象は正訓字主体の書記にもあります。

E-1

いもがあたり とほくもみれば あやしくも あれはそこふる あふよしをなみ
妹 當 遠見者 恠 吾 戀 相依無 (11・2402)

わぎもこに こひすべながら いめにみむと あれはおもへど いねらえなくに
我 妹 戀無乏 夢見 吾 雖念 不可寐 (11・2412)

E-2

おほのらに たどきもしらず しめゆひて ありかつましじ あがこふらくは
大野 跡状不知 印結 有不得 吾 眷 (11・2481)

さとどほみ こひうらぶれぬ まそかがみ とこのへきらず いめにみえこそ
里 遠 眷浦経 真鏡 床重不去 夢所見与 (11・2501)

例えば人麻呂歌集の略体歌には、「こふ」という動詞の書記を調べると、資料のグループE-1の二首に現れている「戀」の文字が圧倒的に多いことがわかります。「こふ」を「戀」で書くことはある程度の書記の固定化、または規範性と考えられるのです。いうまでもなく人麻呂歌集だけではなく『万葉集』全般にも、そして他の古代の文字資料にも、こうした固定化された表語文字が多く使われています。小林芳規氏の「訓漢字論」に明らかにされるように、木簡などの日常的な書記、または『古事記』三巻の書記にも固定化された文字選択が正訓字主体書記の基礎となっています。規範に則する文字は比較的透明な存在として、単に言葉を表記するための書記という性格をもつといえるでしょう。ここには「ひとり」と「悲しむ」の響きをもつ「孤悲」の表音書記と同様に、こうした規範に則さない稀な書記がある場合には表現上の効果が認められることが多いといえます。例えばグループE-2の2481番歌の第五句と2501番歌の第二句では、「眷」という字はこう書くために使用されています。内田賢徳先生によって指摘されているように、「顧みる」という表語的な意味をもつ「眷」という字で「こふ」と「こひ」を記すことによって歌全体の意味との関係が読み取れます。つまり2481番歌の場合には「印結いた相手を遥かに顧み思うのであろう」といい、2501番歌では「相手の住む里から遠く離れた状況である。そこを去った

ところから相手を思うのであろう」といいます。こうした表現的効果を可能にする一つの条件は、「眷」の字の人麻呂歌集における使用頻度の相対的な少なさにあります。逆にいえば「こふ」の書記としては「戀」の字が頻繁に使用されており、ある程度の規範性を獲得しているといえます。そこで「戀」の「こひ」ではなく別な特別視できる表語的な響きをもつ「眷」を用いた「こひ」という表現が成り立つわけです。

表現効果は、同じ言葉を記すために複数の併存する書記があつて、そして同じ言葉をもつ複数の歌からなる「集」があつて初めて成立します。ここで「集」と私が呼ぶのは、もともとあつた歌集だけではなく歌壇などの団体に流布される歌稿としても、現存する『万葉集』の題詞や左注の認識に基づく歌群としても、ただ原則的には一組として扱われ得る相互的な響きあう関係をもつ歌のグループを指します。こうした「集」に見出せるように、木簡などの日常的な、かつ実用的な書記にも、規範性・固定化は認められますが、木簡などの書記の場合、規範から逸脱することによって文字と言葉との間の関係に基づく表現効果が生成する例は認められません。文学作品である歌を書くにあたって、多様な可能性のなかから選択が行われることで豊かな表現性が獲得されるという作用は、文書木簡のような情報伝達を目的とした書記にとって無用なものと考えられます。『万葉集』の歌と木簡の書記の一元的な比較を行うことは、こうした異質性を考えると困難なものといわざるを得ません。

ここまでは多様な可能性から選択された書記がもつ表現性の一つの条件として、選ばれなかった書記の影響、または書記の規範性についてふれました。そこで次に問題にすべきことは、コンテキスト、つまり文脈の役割です。書記の規範性、または固定化を理解するためには範囲を指定する必要がある、この範囲の幅によっては書記の価値が大きく変わることがあります。これも当然なことといえるのですが、例を挙げながらさらに深く考えてみます。

一見して同じものと見える書記は、異なった文脈では異なる表現的効果をもつに至ることが多いといえます。文脈によっては規範となる書記自体が異なるからです。先にも挙げた表語的な響きをもつ「孤」と「悲」の「こひ」の書記を再び見てみましょう。

F-1

こともなく いまこしもの を おいなみに かかる こひにも あれはあへる かも
 事毛無 生来之物乎 老奈美尔 如是戀乎毛 吾者遇流香聞 (4・559)
こひしなむ ときは なにに せむ いけるひの ためこ そいも を みまく ほりすれ
 孤悲死牟 時者何為牟 生日之 為社妹乎 欲見為礼 (4・560)

F-2

きみに より わがな は すで に たつ たや ま たえ たる こひの しげ き ころ かも
 吉美尔餘里 吾名波須泥尔 多都多山 絶多流孤悲乃 之氣吉許呂可母 (17・3931)
すま ひの うみ へ つ ね さ ら ず やく し ほの から き こひ を も あれ は する かも
 須麻比等乃 海邊都祢佐良受 夜久之保能 可良吉戀乎母 安礼波須流香物

(17・3932)

資料のグループF-1とF-2には巻4の大伴百代の歌二首と巻17の平群郎女の歌二首を載せました。560番歌の第一句と3931番歌の第四句に例の「孤悲」があります。先に述べたように他の併存する、選ばれなかった書記の存在がある以上、このような書記の表現性は生まれます。また先に『万葉集』全般の音仮名使用のパターンでは、「こ」と「ひ」を表す字として「孤」と「悲」の字の使用頻度が非常に少ないことも指摘しました。この二つの歌の文脈をもっと詳しく見ると、この二首の「孤悲」の書記の状況が異なることがわかります。正訓字主体の巻4では、「こふ」の連用形「こひ」の書記は圧倒的に559番歌の第四句の「戀」という表語文字です。この巻では63例中62例まで「戀」という字で書かれています。3931番歌の場合は第一句と第五句が示すように巻17は音仮名主体の巻です。もちろん他の句にも見てとれるように正訓字が多少使用されていますが、この問題はさておき、「こひ」の書記について調べると25例中18例はこの「孤」と「悲」の表語的な響きをもつ音仮名によって記されていることがわかります。560番歌と3931番歌では、表面的には同じく連想的な、または文学的な「こひ」の書記が使用されているように見えます。資料に挙げた二首ずつのような小規模な文脈、または『万葉集』全般の広範囲な文脈においてこの書記の二例を見ると類似しているといえます。他の仮名の字母、または「戀」の字の正訓字の代わりにこの書記が選択されたことによって、ほぼ同じ表現的な効果をもたらされたといえます。しかし、今度は巻という範囲で文脈を特定すればこの書記の意味づけが変わってくるのです。560番歌の場合は「こひ」という言葉と「戀」の字との関係が強く固定化された表語主体の文脈で、「ひとり」と「悲しむ」という響きをもつこの訓仮名書きは特別な書記として強い表現性をもつわけですが、3931番歌の場合では違います。巻4の「戀」の字と同じほどではありませんが、巻17では逆に「孤」と「悲」という仮名書きと「こひ」という言葉との関係が固定されています。そしてこの規範性をもつ「こひ」の書記を使用しない7例のうち6例は別の音仮名で書かれているので、巻17の範囲では選択されなかった他の書記との関係からいえば、3932番歌の第四句の「戀」の字の表語的な書記のほうが目立つわけです。このようにある文脈では透明といえるほど当たり前で、普通に用いられている語、または音節を表す書記が別の文脈では目立つこととなり、表現性の一つの条件を獲得することになります。

G-1

ことにいへば みみにたやすし すくなくも ころのうちに わはおもはなくに
 言云者 三々二田八酢四 小九毛 心 中二 我念羽奈九二 (11・2581)

G-2

ひとみな ふりにしきとに あるひとを めぐくやきみが こひにしなせむ
 人毛無 古 郷尔 有人乎 愍久也君之 戀尔令死 (11・2560)
 ふりわけの かみをみじかみ あをくきを かみにたくらむ いもをしそおもふ
 振別之 髪乎短弥 青草乎 髪尔多久濫 妹乎師僧於母布 (11・2540)

G-3

ひとまもり あしかきごしに わざもこを あひみしからに ことそさだおほき
 人間守 蘆垣越尔 吾妹子乎 相見之柄二 事曾左太多寸 (11・2576)

G-4

つくよよみ いもにあはむと ただちから われはきつれど よそふけにける
 月夜好三 妹二相跡 直道柄 吾者雖来 夜其深去来 (11・2618)

まそかみ ただにしをも あひみずは あがこひやまじ としはへぬとも
 真素鏡 直二四妹乎 不相見者 我戀不止 年者雖經 (11・2632)

いくばくも ふらぬあめゆえ わがせこが みなのごこたく たきもどどろに
 幾多毛 不零雨故 吾背子之 三名乃幾許 瀧毛動響二 (11・2840)

おほきうみに たつらむなみは あひだあらむ きみにこひらく やむとまもなし
 大海二 立良武浪者 間将有 公二戀等九 止時毛梨 (11・2741)

こもりには こひてしぬとも みそのあの からあるのはなの いろにいでめやも
 隱庭 戀而死鞆 三苑原之 鷄冠草花乃 色二出目八方 (11・2784)

類似する現象として、Gのグループを挙げました。周知のとおり、正訓字主体の巻では数字からなる表音文字が頻繁に使用されています。このような文脈では、例えば「二つ」という意味の「二」の文字は「に」という音節を記すものとしてある程度固定化されています。G-3の2576番歌の第四句は、第二句の音仮名の「尔」が変え字法の影響で選択されたといえますが、それにしてもこういう固定化によって音仮名である文脈では「二つ」という意味はほとんどありません。表語文字の表記する語の意味が捨象されることによって表音文字がつくられるので、これはごく当たり前のことではありますが、借音の字として多く使用されるコンテクストがあるからこそ仮名に成り得たといえるかもしれません。もっとも特定の文脈において、捨象されたはずの「二つ」という意味が再び生きてくることがあります。G-1の2581番歌の第二と第四の句の「二」という字はG-3の2576番歌の「二」の字と同様に表音文字ですが、このような数字の多い文脈ではもともとの「二つ」という意味性が表語的に、または表意的に機能していることは明らかです。こうした効果が認められる文脈とそうではない文脈とを区別する難しさは、『万葉集』の文字表現を研究するうえでの大きな方法論的な問題といえます。つまりG-1の2581番歌の場合は書き手にとってもどんな読み手にとっても、「二」の字などの数字を意識しないことは考えにくいのですが、G-4の歌のグループの場合はこれよりも判断が難しいのです。他の文学研究の分野と同様に『万葉集』の歌の書き手や、同時代、または近い時代の読み手が書記の様相をどのぐらい意識していたかを確認する手段はありません。ある書記が意識的に選ばれたかどうか、または特別な意味をもっていたかどうかということを考察するにあたり、ここまで述べてきたように選択されなかった書記との関係や用法の規範性や固定化の検討に頼るしかないわけです。そしてここで基本的な前提としてきたのは、いわば普通ではない書記が表現的な効果を得るチャンスは普通の書記の場合より高いということです。これも当然のことですが、G-1の2581番歌のように、特定の文脈ではごく普通な書記でも普通ではない書記と類似した表現性が可能になることがあります。G-1の場合、こうした文脈に応じて生成する表現効果は文字と文字との間の相互関係に依拠していますが、歌の内容を直接反映することがなく、いわば並行的な距離を保つゆえに、いわゆる戯書の例と見なされています。

しかし、同じく文脈に応じて表出する表音文字の表語的な響きは、歌の内容に密接に関

係している場合もあります。

H-1

たそかれと とほこたへむ すべをなみ きみがつかひを かへしつるかも
誰彼登 問者將答 為便乎無 君之使乎 還鶴鴨 (11・2545)

H-2

としびの かげにかがよふ うつせみの いもがままひし おもかげにみゆ
燈之 陰尔蚊蛾欲布 虚蟬之 妹蛾咲状思 面影尔所見 (11・2642)

H-3

みづとりの かもすむいけの したびなみ いぶせききを けふみつるかも
水鳥乃 鴨之住池之 下樋無 鬱悒君 今日見鶴鴨 (11・2720)

漢字の偏や旁の反復が文字の選択に影響を与えたと考えられている歌が多少ありますが、H-2の2642番歌の場合には、音仮名の虫偏の反復によって夜の虫が灯火の下に集まるようなイメージが、書記そのものが歌の内容と連動していると指摘されています。こうした解釈は「蚊」の訓仮名に加え、とくに「蛾」の字の音仮名の使用が稀だという事実裏付けられるといえます。しかし、この「虫」に関連する文字と異なり、ごく一般的な表音文字でも特定の内容をもつ歌の場合に表音文字の捨象されたはずの表語的な意味が表現性をはらむことになることも指摘できます。この場合、書記に表現性をもたらす条件であるという意味で歌の内容がコンテクストとして機能しているわけです。正訓字主体の巻で使用頻度の高い訓仮名の一つは、A-1の2539番歌の第三句の「鴨」の字です。実はこの字の訓仮名の例の数は鳥の「鴨」を表記する表語文字の例の数をはるかに越えるので、表語文字の音を借りた表音文字と考えるよりは新しい表語文字として機能していると考えられます。このような固定化があるからこそ、2539番歌のような「鴨」の字から鳥のイメージを想定することはほぼ無理といえます。「鶴」という字も表語文字である場合には仮名書きの例に基づいて「たづ」と読まれますが、「鴨」の字と同様に助動詞「つ」の連体形「つる」の書記としてかなり固定化されています。正訓字の巻ではこの二つの文字は「かも」と「つる」という機能語のごく普通の書記だといえます。ですからH-1のような歌の書記は評価が難しいところです。一方ではH-2と同様に旁が反復されていることから、この二つの鳥の文字の併置に書き手の意識的な選択を想定できるように思えます。しかし訓字主体書記の巻という文脈では、この二字は助動詞「つる」と助詞「かも」としてもっとも使用頻度の高い文字であることに加えて、「つるかも」という連語を表記するためにも、やはりこの二字が多く使われていることから固定化されているとも考えられます。この場合表語的な響きは非常に想定しにくいのですが、歌の内容が異なる文脈の中に置いてみると、H-3の2720番歌のように、序詞の「水鳥」のイメージと合わせて第五句の「鶴鴨」が表語的な響きをもつと想定できると思われます。このように書記の表現性の有無を解釈するにあたっては、歌の外の文脈と歌そのものの文脈のバランスがその拠りどころとなります。

文脈に即した表現性の変化は、現代における『万葉集』研究の方法論的な問題に限定されるわけではなく、『万葉集』の歌の書き手や編纂者の表現の手法でもありました。頻繁に論じられてきたように、『万葉集』の文芸意識を考察するには歌と歌の間の相互関係がとくに重要であり、長歌と反歌の構造、連作の作成、問答、宴会などでの集団的な歌詠みの現象、そして配列や編纂の問題などの側面が多々あります。多様な文脈で多数の歌の書記に現れる共通性や相違性も、またこうした文芸意識と深い関係をもつということはいうまでもありません。

ここまでは多様な書記からの選択による表現的な効果、そしてコンテキスト、つまり文脈の役割について『万葉集』の文字に関する根本的な問題を考察してきました。とくに表語文字と表音文字の表語的な響きを論じましたが、次に歌を表記するには表語文字、または表音文字を使用するという、ごく根本的な選択においても表現性が現れる場合について簡潔にふれたいと思います。

歌のなか、または句のなかで、表語文字から表音文字へ切り替えることによって特定の意味を強調する効果がもたらされる場合があるようです。

I

うり は め ば こ ども お も ほ ゆ くり は め ば ま し て し ん は ゆ い づ く よ り
 宇利波米婆 胡藤母意母保由 久利波米婆 麻斯提斯農波由 伊豆久欲利
 き たり し も の そ ま な か ひ に も と な か か り て や す い し な さ ぬ
 积多利斯物能曾 麻奈迦比尔 母等奈可々利提 夜周伊斯奈佐農 (5・802)
 し る か ね も く が ね も た ま も な に せ む に ま さ れ る た か ら こ に し か め や も
 銀母 金母玉母 奈尔世武尔 麻佐礼留多可良 古尔斯迦米夜母 (5・803)

例えば、資料のグループIの山上憶良の「子らを思う歌」の反歌の第一句と第二句で、他の語がすべて音仮名に書かれた文脈では、「銀」と「金」と「玉」という言葉を正訓字で書くことによって宝物が具象化され、その具象性が強調されると思われます。ここでは「母」という音仮名は表語文字の表現性の障害とはならず、とくに音仮名の同字母とのコントラストによって正訓字を一層目立たせる効果があります。

逆に人麻呂歌集の非略体歌では、表語主体書記の文脈での音仮名書記に類似の効果があるのではないかと思われます。

J-1

た か し ま の あ ど か は な み は さ わ げ ども わ れ は い へ お も ふ や どり か な し み
 高嶋之 阿渡川波者 驟鞞 吾者家思 宿加奈之弥 (9・1690)
 も み ち ば の す ぎ に し こ ち と た づ き は り あ そ び い そ を み れ ば か な し も
 黄葉之 過去子等 携 遊 磯麻 見者悲裳 (9・1796)
 ひ こ は し ば な げ か す つ ま に こ と だ に も つ げ に そ き つ る み れ ば く る し み
 孫星 嘆須孺 事谷毛 告尔叙来鶴 见者苦弥 (10・2006)

J-2

た ま く し げ あ げ ま く を し き あ た ら よ を そ で か れ て ひ と り か ら お む
 玉匣 開卷惜 恹夜矣 袖可礼而 一鴨将寐 (9・1693)
 し き た へ の こ ろ も で か れ て た ま も な す な び き か ぬ ら む わ を ま ち か て に
 敷栲之 衣手離而 玉藻成 靡可宿濫 和乎待難尔 (11・2483)

グループJ-1の1690番歌の第五句とJ-2の1693番歌の第四句で、「加奈之」と「可礼」という内容語が仮名書きされていることによって、非略体歌の文脈でこの書記を特徴的なものとして目立たせており、グループJの他の例から可能であった他の正訓字が選択されなかった慨然性が高いのが明らかです。とくに1690番歌の場合では「加奈之」を仮名書きするか、「あわれ」とも読まれる二首の正訓字のいずれかで書くかという三者の間では、稲岡耕二氏が指摘されたように正訓字の意識と語のニュアンスの間の微妙な相互関係を見出すことができますが、表語と表音とのコントラストによって語を目立たせる効果は、仮名書きの表現性のもう一つの面であるともいえるでしょう。

歌または句のなかに、書記の相違による強弱の度合いが認められますが、歌と歌との間でも異なる書き様の併置に過分の同一性を視覚的に表すという表現性を見出すことができます。

K-1

詠霜

あまとぶや かりのつばさの おほいばの いづくもりてか しものふりけむ
天飛也 鴈之翹乃 覆羽之 何處漏香 霜之零異牟

秋相聞

あきやまの したびがしたに なくとりの こゑだにまかば なにかなげかむ
金山 舌日下 鳴鳥 音谷聞 何 嘆 (10・2238、9)

K-2

詠山

はるはもえ なつはみどりに くれなみの まだらにみゆる あきのやまかも
春者毛要 夏者緑丹 紅之 綵色尔所見 秋山可聞

詠黄葉

つまごもる やのかみやま つゆしにも にほひそめたり ちらまくをしも
妻隠 矢野神山 露霜尔 尔寶比始 散卷惜 (10・2177、8)

正訓字主体と音仮名主体との間のコントラストほど顕著ではないにしても、人麻呂歌集の略体歌と出典不明歌との二つのグループが接する箇所には、資料のK-1が示すように異なる性格が明瞭な場合があり、非略体歌にも同じほどではないにしてもK-2のような多少目立つ箇所があります。もちろんこれほど明解な違いがない場合もあります。多くの研究者に論じられているとおり、配列などによって作者不明歌の巻の多くにとっては、人麻呂歌集が歌の典拠として特別な存在だったことがわかります。人麻呂歌集の歌と出典不明の歌との間の書き様の相違そのものに、歌集の歌を引き立てる効果があると思われます。こうした効果をもたらすために略体歌の省略の多い表記が選択されたというつもりはありませんが、結果として歌集としての同一性は書記に反映されています。とすれば、もとの人麻呂歌集でも書記の特質性が歌集の同一性を反映したとも考えられると思われます。少なくとも現在ある『万葉集』には、もともとあった資料の性格と書き手の意図から離れた

ところで書記の相違が表現性をもたらしていることが多いといえるでしょう。先に述べたようにコンテクストが変われば書記の表現性も変わるのです。

最後に『万葉集』の書記と木簡などの日常的な場面の書記との違いについてふれておきたいと思います。先に述べたように、7世紀の木簡にはすでに正訓字主体から表音文字主体までの幅があったことが明らかになりました。これについてはグループCによく知られている例を挙げました。『万葉集』との関係で注目すべきは、こうした木簡に歌、または歌のように見える断片があることです。文書木簡の書記と『万葉集』の書記の異質性はすでに強調しましたが、このような歌木簡でも同じようなことがいえます。

もちろん木簡の書記に規範がまったくないわけではありません。小林芳規氏が指摘されたように、藤原宮木簡に音仮名で書かれる物品名の多くは平城宮木簡では正訓字となっており、さらには賦役令に載っているものと一致する傾向があります。この現象は有名な和銅6年の諸国行政地名表記の改正の命令と同じく、書記の選択が政治的な意味合いをもつことが多いことを示します。もっとも上からの法令とは別に社会的な意味をもつ選択が行われることもあります。官僚社会という文脈では、上級官吏の書き方が一つの規範となって下級官吏に選ばれたということが多かったかもしれません。例えば藤原宮木簡と平城宮木簡の間に現れる書風の相違、つまり8世紀初頭の唐のより新しい書風の浸透は、このように地位の高い官吏の文字使用のパターンがより低いレベルの官吏に真似られて、広がっていく過程と理解できると思われます。書風は今まで用いてきた文字と言葉との関係と直接比較できない次元のバリエーションですが、こう考えれば書記の選択という問題を考えるにあたって新たな方法が示されるのではないのでしょうか。

下級官吏の間で書記によって品格を表そうとする傾向が想定できるとすれば、歌木簡と『万葉集』との書記の相違をさらに別の視点から意味づける可能性があると考えられます。歌木簡は表語文字を含まず、『万葉集』にはない仮名の字母や『万葉集』では大変に稀な音仮名、訓仮名の交用語も使用しています。犬飼孝氏が指摘されるように、この書記は7世紀末から8世紀初頭に書かれた地方の行政文書の用字と一致します。『万葉集』の歌を詠んだ、または記した歌人たちのように豊かな教養やある種の文化的特権のある人々から、はるかに低い位置にあった官人や技能者の間で歌を文字で書くことが行われたことが、このような木簡によって明らかになってきました。万葉歌の書記と歌木簡の書記の異質性は、単にこの教養レベルの違いによる部分が多いと思われますし、また犬飼氏が論じられるような、『万葉集』のテキストを「ハレ」なものとして「ケ」である歌木簡に対比してあったとする捉え方も考察の対象にすることが重要です。しかし、書記の選択に関する社会的な意識の影響も大きかったのではないのでしょうか。歌人たちが万葉歌を記すにあたって、下級官吏や技能者の「ナニワヅ歌」などの歌書きを意識していたと想定すれば、『万葉集』に認められるさまざまな書き様の規範、そして規範からずれることによってもたらされた表現効果などは、序列の低い地位に置かれていた歌書きから距離を置く機能をももっている

たことに意味が出てきます。こうしてみれば、表語的な響きも、漢籍や仏典からとった字面も、そしていわゆる戯書も、書き手にとっては類似した価値があります。こうした想像は危険ですが、もし許されるとすれば、人麻呂歌集の略体歌の書記の極端な省略や稀な訓字が歌人ではない人に読むことができないということも、社会的に望ましかったと考えられます。『万葉集』の書記は根本的に日常的な書記と異質ですが、一方では社会的な側面を考慮に入れて考えれば、『万葉集』の書記にとっては日常的な書記こそがコンテクストであったといえるでしょう。ご静聴ありがとうございます。

参考文献

- 池上貞造「正訓字の整理について」(『万葉』34 1960年)
 井手至「万葉集の文字意識」(『万葉集講座』3 有精堂 1973年)
 伊藤博「三思—柿本人麻呂の手法—」(『万葉集研究』18 1991年)
 稲岡耕二『万葉表記論』(1976年)
 稲岡耕二『万葉集全注 巻第11』(1998年)
 乾善彦『漢字による日本語書記の史的研究』(2003年)
 乾善彦「漢字表現の多重性と仮名書き歌の定位」
 (『万葉集を読むための基礎百科』2003年)
 犬飼隆「文字言語として見た古事記と木簡」(『古事記研究大系』11 1996年)
 犬飼隆「律令官人が歌を書く」(『書くことの文学』2001年)
 内田賢徳「歌の中の漢字表現—訓字と仮名をめぐる」(『万葉』161 1997年)
 内田賢徳「漢字表現の応用と内化」(『万葉集研究』21 1997年)
 小川靖彦「万葉集の文字法」
 (『文字とことば』青山学院大学文学部日本文学科 2005年)
 沖森卓也「上代の文字法」(『立教大学日本文学』58 1987年)
 沖森卓也「万葉集の表記」(『和歌文学講座』2 1992年)
 川端善明「万葉仮名の成立と展相」(『日本古代文化の探求・文字』1975年)
 神野志隆光「文字と歌 序説」(『上代文学』84 2000年)
 小谷博泰「上代木簡の文体史」(『甲南大学紀要』文学編128 2002年)
 小林芳規「表記の展開と文体の創造」(『日本の古代14・ことばと文字』1988年)
 佐佐木隆「万葉集のうたの文字化」(『文学』44-5 1976年)
 高木市之助「変字法に就いて」(『吉野の鮎』1941年)
 高木市之助「人麿歌集の用字法と人麿的なものとの関連について」
 (『高木市之助全集』3 1976年)
 武智雅一「万葉集に見える聯想的用字」(『文学』1-8 1933年)
 東野治之『書の古代史』(1994年)

- 橋本四郎「訓仮名をめぐって」(『万葉』33 1959年)
- 橋本四郎「多音節仮名」(『万葉学論叢』1966年)
- 蜂矢宣朗「いわゆる戯書について」(『上代の文学と言語』1974年)
- 古屋彰『万葉集の表記と文字』(1998年)
- 毛利正守「巻十九の表記と家持の文芸意識」(『万葉集を学ぶ』8 1978年)
- 毛利正守「和文体以前の『倭文体』をめぐって」(『万葉』185 2003年)
- 森本健吉「万葉集用字法概説」(『万葉集講座』3 春陽堂 1933年)
- 吉澤義則「万葉集に於ける文字の文学的用法に就いて」
(『国語・国文』3-1 1933年)
- 拙稿「人麻呂歌集『略体』書記について」(『国文学』2002年3月)